

令和元年第7回総務企画常任委員会会議録

1. 日 時 令和元年12月10日（火）
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題
- (1) 議案第2号 白井市社会福祉事業推進基金条例及び白井市国際交流基金条例を廃止する条例の制定について
 - (2) 議案第3号 白井市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
 - (3) 議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (4) 議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (5) 議案第8号 白井市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (6) 議案第9号 白井市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (7) 議案第15号 平成31年度白井市一般会計補正予算（第9号）のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について
 - (8) 閉会中の継続調査について
4. 出席委員 石井 恵子 委員 長・田 中 和 八 副 委 員 長
長谷川 則 夫 委 員・竹 内 陽 子 委 員
岩 田 典 之 委 員・血 脇 敏 行 委 員
中 川 勝 敏 委 員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
- 執行部
- | | |
|---------|---------|
| 市 長 | 笠 井 喜久雄 |
| 総 務 部 長 | 宇 賀 正 和 |
| 企画財政部長 | 中 村 幸 生 |
| 会計管理者 | 眞 仲 祥 道 |
| 総 務 課 長 | 篠 宮 悟 |
| 秘 書 課 長 | 齊 籐 祐 二 |

| | |
|--------------|---------|
| 公共施設マネジメント課長 | 高 山 博 亘 |
| 危機管理課長 | 寺 田 豊 |
| 企画政策課長 | 永 井 康 弘 |
| 財 政 課 長 | 津々木 哲 也 |
| 社会福祉課長 | 風 間 信 也 |
| 選挙管理委員会書記長 | 篠 宮 悟 |

7. 会議の経過

別紙のとおり

8. 議会事務局

| | |
|---------|---------|
| 議会事務局長 | 石 井 治 夫 |
| 主 査 | 萩 原 靖 殖 |
| 主 任 主 事 | 石 井 和 子 |

委員長の挨拶

○石井治夫議会事務局長 おはようございます。定刻となりましたので、会議に先立ちまして、石井委員長より御挨拶をお願いいたします。

○石井恵子委員長 皆さん、おはようございます。常任委員会審議2日目となります本日は、総務企画常任委員会に付託されました7議案についての審議となります。重要な案件もございますので、慎重なる御審議をよろしくをお願いいたします。

以上です。

○石井治夫議会事務局長 次に、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井喜久雄市長 皆さん、おはようございます。本日の総務企画常任委員会では、議案第2号から議案第5号、議案第8号から議案第9号、議案第15号のうち総務企画常任委員会が所掌する科目の7議案について審議をお願いするものでございます。委員の皆様には深い御理解と慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

○石井治夫議会事務局長 ありがとうございます。

笠井市長におかれましては、この後、公務のため退席とさせていただきます。

○笠井喜久雄市長 よろしく申し上げます。

〔市長退席〕

○石井治夫議会事務局長 それでは、委員会会議につき、議事等につきましては委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○石井恵子委員長 ただいまの出席委員は7名でございます。委員会条例第16条の規定により定足数に達しておりますので、総務企画常任委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

これから日程に入ります。

(1) 議案第2号 白井市社会福祉事業推進基金条例及び白井市国際交流基金条例を廃止する条例の制定について

○石井恵子委員長 日程第1、議案第2号 白井市社会福祉事業推進基金条例及び白井市国際交流基

金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。なお、本会議での議案質疑と重複した質疑及び資料に対する質疑は行わないようお願いいたします。

では、質疑はございますか。

田中副委員長。

○田中和八副委員長 大綱的な質疑が行われておりますので、簡潔にお伺いいたします。基金がなくなっても必要なサービスを続けるため、廃止するということだと思うんですけども、基金を廃止することによって、なくなる事業、サービスはあるでしょうか。

○石井恵子委員長 津々木財政課長。

○津々木哲也財政課長 お答えいたします。議案質疑に当たりまして、小田川議員にも近いお答えはしておるんですけど、これら2つの基金につきましては、減らし続けている基金残高となっている基金事業について、これからも安定的に実施するためには一般財源の活用が必要となることから、これら基金を見直すものです。

なお、基金を廃止しても、現行の事業に変化を与えることは考えておりませので、事業に与える影響もないものと考えております。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 この2つの基金ですけども、社会福祉事業推進基金のほうで確認しますけれども、収入に関しては寄附金とか利子とかありますけども、運用というのがありますよね。この基金をこれまで運用してきたんじゃないかと考えるわけですけども、どのような運用をしてきたんでしょうか。

○石井恵子委員長 風間社会福祉課長。

○風間信也社会福祉課長 近年におきましては、現金を大口定期などに運用して、その利子を基金に積み立てていたという内容でございます。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 じゃあ、確認のためですけども、それは預貯金の定期預金、定期貯金とか預金であって、要はほかの、例えば国債であるとか、あるいはほかの投資、いろんな投資がありますよね。そういうものには一切、使っていないということでもよろしいですか。

○石井恵子委員長 眞仲会計管理者。

○眞仲祥道会計管理者 では、基金の運用の件について、私のほうから答弁させていただければと思います。いろいろな基金、ございますけれども、社会福祉推進基金につきましては、一部は普通預金で、もう一部は定期預金にそれぞれ預けて運用しているような状況でございます。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

中川委員。

○中川勝敏委員 冒頭も出ましたように、基金を廃止するんだけど、これまでやってきた事業そのものを廃止するわけではないと何度も言われるんだけど、何度も懸念が拭えないという感じが今もあります、私も。

そこで、この基金が廃止されて、一般財源の事業のほうで判断されるということになると、その判断内容によっては、例えば社会保障、福祉ですか、事業基金が、今まで10、この事業には出ていたのに、8に減らされるんじゃないかとか、結果として縮小されるんじゃないかという、その辺のところの事業への幾ら支給するか、これまでとどう変わってくるのかという不安が拭えないんだと私自身、自分もそう整理したんですが、そういう点では、1つ提案があるんですが……。あ、失礼しました。ああ、そうか。提案は後にいたします。

○石井恵子委員長 そこら辺、お聞きしなくてよろしいですか。

○中川勝敏委員 その点で今1つだけ聞いておきたいのは、そうすると、これまでの社会福祉事業の中での位置という部分では幾らか使われていた。それが政策判断によって小さくなっていくというふうなことを市民に、また議会に何らかの形で伝えていくという方策はお考えなんでしょうか。1年後の決算ではなくて。結果こうでしたよというふうなことではなくて、毎月なり、上期なり下期なりと、こういう支出状況で、これまでこの基金で継続してきたものは今ここまでに来ているよというふうな、そういう資料データが出されないのかとかいうことです。

○石井恵子委員長 津々木財政課長。

○津々木哲也財政課長 基金事業そのものもそうなんですけど、各事業ごとについて、基金を活用する事業に限らず、全ての事業において予算化について予算編成時に財政課と各担当でヒアリングを実施しております。このヒアリングの内容におきまして、事業の必要性、重要性等が認められるものであれば、予算全体の中で判断することとしております。

今、中川委員のお答えになるかどうかわかりませんが、当初予算の審議の際には当然、前年度比どうだとかいうことの説明を執行部からさせていただいておりますので、その中でこれまでの事業がこういうふうになるというものについて御判断いただければと考えております。

以上です。

○石井恵子委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 今の質疑をいろいろ聞いておまして、それから、大綱的質疑の中でも、平成24年から見直しをすと言っていて、そうすると今この2つの事業は、これを廃止しても全然、一般の会計の中から充当していくから事業には問題ありませんよというお答え。じゃあ、その平成24年からあと残っている基金というのは、その基金として必要性があるから残してあるということですよ、逆

に言う。じゃあ、その基金を残してあって、その事業というのは、廃止した事業と対比したときは、
どういう相違があるんですか。

もう一度言いますね。その残っている基金の事業というのは、何か廃止したものとの違いというの
はどういうふうになるんでしょうか。

○石井恵子委員長 津々木財政課長。

○津々木哲也財政課長 24年の見直し時点で廃止をした事業というものが、主にハードの事業につい
て廃止しておりました。その時点で今回の社会福祉と国際交流につきましては、この先も事業の継続
をしていきたいというような担当課の考えがあり、基金について残したものです。

今回、特に社会福祉基金につきましては、基金の原資を取り崩して毎年、事業を行っていただきますので、
ここ数年で枯渇します。その場合には、財政課としては基金事業でやっていたものについていきなり
一般財源から事業をやりたいといった場合に、そこで抵抗いたします。そういうものをなくすために、
今の時点で安定した事業の継続というものを図れるように、事業を廃止して一般財源化するというふ
うに各課の、3課でもって協議をして、今回、廃止に踏み切ったものです。

○石井恵子委員長 よろしいですか。

○竹内陽子委員 一応、了解しました。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 よろしいですか。では、質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 賛成討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○石井恵子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第2号は、原案のとおり可決されました。

(2) 議案第3号 白井市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○石井恵子委員長 日程第2、議案第3号 白井市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定に
ついてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

血脇委員。

○**血脇敏行委員** 個人情報の保護に関する法律というのが施行されてもうかなりの年数がたって、当初、私もこの個人情報って一体、何なのというところでいろいろあったんですが、ここでちょっとお聞きしたいのが、この個人情報の保護に関する法律の一部改正ということなんですが、私なりにちょっと調べてみたら、法改正されているのが平成29年と。その後、改正されたというあれがちょっと見当たらなかったんですけど、ちょっと年数が経過しているのかなと。なぜここでこの個人情報の保護の一部改正に伴いということで、ここで条例の一部改正なのかということで、ちょっと御確認をさせていただきたいと思います。

○**石井恵子委員長** 篠宮総務課長。

○**篠宮 悟総務課長** もととなる個人情報の保護法の改正の時期と、今回の条例改正の時期に隔たりがあるので、それはどういうことかという観点から、お答えさせていただきます。平成29年5月に個人情報保護法のほうが改正されております。その内容についての今回、改正内容ということなんですけれども、その際に、法改正の内容で大きなものとしまして、個人が識別できないように加工して、個人情報を復元できない状態にした識別加工個人情報、匿名加工個人情報とも言うんですけれども、一定の条件のもとに、こちらのものを第三者に提供できるようにすることというようなのも1つの改正の項目にありました。

これにつきましては、俗に言うビッグデータという形で、市が所有しているいろんなデータ、集計データとかそういうデータについて、個人が識別できないような形で提供すると。それを民間のほうで例えば利用するか、統計資料として使うとか、そのような利用ができるようなことに対する改正があったと。

これにつきましては、本市のような小規模自治体であまり活用できるようなものがないというようなところの判断と、あとまた県内の自治体、こちらについても、この状況を、どういうふうな形でやっているかというようなところを見ていたところもあります。

こういう中で、県内自治体のビッグデータの処理についての導入状況、こちらのほうが大体、落ちついてきたのかなということで、実際的に、じゃあ、この非識別加工情報、こちらのほうを提供するというような条例制定をした団体が県内であるかというような形を見たところ、29年から現段階において、千葉県においては、千葉県を含めて、市川市のみがこちらのデータの活用についての条例制定をしました。それ以外の団体はどこもやっていないというような状況でございます。そういう状態のところも一応、見ながら、どうするかという判断をしているところもございます。

そういう中で、あと実際にそれ以外にこの法改正の中では、個人情報の定義、こちらのほうが整理されたということがありました。そういう情報の整理について、今回のうちのほうの条例改正につい

ては、その定義の部分の整理をするというような形でやっているんですけども、じゃあ、その時点でこの整理をしなくてよかったのかというところがあるんですけども、こちらにつきましては、個人情報の定義の関係で、電磁式記録とか個人識別符号、それから、要配慮個人情報、こちらのほうについて、新たに定義を整理したというような形があるんですけども、従前のうちのほうの定義の中に、例えば電磁式記録の関係、こちらにつきましては、定義の中の第5条の後段のほうにその辺の定義をもともと加えていたということがありましたので、その辺で読み取れるということがあった。

また、個人の識別符号が含まれるものという、これにつきましては、従前の個人情報、1号のほうで、生存する個人のどうのこうのというようなところで、同じような内容が含まれていたということで、その辺も判断できると。

それともう一点、要配慮個人情報、こちらにつきましても今回、新たに出ているんですけども、これも旧の条例の中の第7条第2項のほうで、こちらのほうは収集制限のところなんですけれども、そちらのところその辺の内容についてはもともと含めてあったということで、運用上は特に問題がなかったということで、こちらのほうについて、直ちに直さなくてもいいのかなというところがあったということで、ビッグデータの関係の情報をちょっと考慮しなければいけないというところがあったので、その辺を見ていたという状況で、今回やらせてもらうということにしたところです。

現状としましては、先ほど言いましたビッグデータの関係は、県内では市川市だけが取り入れたと。それ以外はやっていないと。あと、ほかの今回の定義の関係とかその辺のところ、要配慮個人情報の関係とかについては、従前でもまだ実際にやっていない団体が白井市以外に12団体ほどまだ直していない団体もあるというような状況になっています。それ以外の団体については、定義のみ直したというような団体があるというような状況になっているということで、その辺を見据えていたというような形で御理解いただければと思います。

以上でございます。

○石井恵子委員長 血脇委員。

○血脇敏行委員 今までの条例でほかの条文ですか、である程度、読みかえることができるとか、そういうような形なのかなと。それから、まだ県内でも12団体ですか、その形をとっていないところがあると。ビッグデータに関しては市川市がもう既にというようなことで、理解させていただきました。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 伺いますけど、第2条の3のところ、一番下を書いてある「特に配慮を要するものとして、規則で定める記述等が含まれる個人情報を言う」と書いてありますが、「規則で」ということが書いてあります。これは多分、大分この内容が、最近の傾向から考えるといろいろなものがふえてきていると思うのですが、その辺は市の中では規則ではっきり明記されているのでしょうか。どういふふうになっているのでしょうか。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 こちらにつきましては、これからこの条例改正後に直すような形になります。

基本的には県等を含めて他団体も直しているわけなんですけれども、その中には今、第3号の要配慮個人情報ということですかね。〔「(3)の一番左に書いてあるところですね、「規則で定める記述等が含まれる個人情報」と。規則で定める」と言う者あり〕ちょっとお待ちください。

失礼しました。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 この3号のところにも書いてあるんですけども、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害をこうむった事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取り扱いに特に配慮するものとして」というような形で規則で定めると書いてあるんですけども、法律等において、そういう中で法律では人種、信条、社会的身分、それから病歴、犯罪の経歴、犯罪により害をこうむった事実が含まれる個人情報を要配慮個人情報と言うというような形で、その中の政令等においては、身体障害、知的障害、精神的障害（発達障害を含む）等、また、健康診断等の結果、及びそれに基づく医師からの指導、診療、調剤、それから逮捕、捜索、差し押さえ、勾留、公訴などの刑事事件に関する手続が行われたこと、調査、監護の措置、審判、保護処分、その他少年の保護事件に関する手続が行われたこと、このようなことを基本的には規則のほうで定めていくというようなことになるかなと考えております。

以上でございます。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 討論はないものと認めます。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○石井恵子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第3号は、原案のとおり可決されました。

(3) 議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○石井恵子委員長 日程第3、議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

中川委員。

○中川勝敏委員 議会本会議での説明があったかと思うんですが、私ちょっとよく理解が抜けているのかもしれないので、きょう質問いたしますが、労基法の改正に伴い、この条例制定をするということですね。これは具体的には、長時間残業の問題の上限の改定が国のほうであったという、それを示されている数字か何かでこれが出てきたんでしょうか。上限規制を改めるといふ、そんな形でしょうか。もう一度そのところを詳しく。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 こちらにつきましては、条例の提案理由のほうでも説明させてもらっているんですけども、労働基準法の改正及び国家公務員の人事院規則の改正を踏まえまして、労働時間に関する規定の整備をするため、条例の一部を改正するというのが大もとの話になっております。

この内容につきましては、労働基準法につきましては、基本的には市のほう、地方公務員の適用、この部分については適用がないということですけども、人事院勧告、それから千葉県の人件委員会勧告等において、公務員の給与決定、いろいろなされるわけなんですけれども、そのときの附帯意見の中に、労働基準法の改正等を踏まえまして、国家公務員についても同様の措置というようなことが含まれていたと。地方公務員についても同じような話があって、そういう中で、国家公務員については労働基準法と内容的にはほぼ同等の内容なんですけれども、の内容についての規定を行ったということで、それについて地方公務員についても準じてやってほしいというような文書等が来ております。そういう中で、同様の取り決めをしていくと。

そういう中で、時間外の上限につきましては1カ月45時間以下、年360時間以下で、また、2点目として、他律的な業務の比重が高い部署、こちらにつきましては1カ月100時間、それから2カ月から6カ月平均80時間以下、年間720時間以下というような基準。

それと、上限時間の特例として、大規模災害等が発生した場合には、そういう上限の設定なしというような形の特例等をつけるというような形での、公務員特有の部分も含まれた内容での改正を行っていくという考え方でございます。

基本的には、労働基準法に準じるような形でやっていくというような考え。千葉県に準じるような形で考えているところでございます。

以上でございます。

○石井恵子委員長 中川委員。

○中川勝敏委員 済みませんでした。ありがとうございます。わかりました。

そうしますと、現在の白井市の職員の勤務時間というものについては、とりわけ時間外勤務については、上限45時間、年360時間と、こういうふうな上限規制の今回の提案について、具体的にはどういうふうに。この部署が特にダントツに多いとか、ここはやっぱり職員が少ない部署であるとか、そういう内容については幾つか検討されているのでしょうか。

せんだっていただきました資料で見ますと、既に管財契約課などは360時間、全員、平均で超えていると。これは2年前ですけれども、388時間。ただ、1年前は315時間に減っていますから、必要な手がとられたと思うんですが、そういう点で今の一番新しいデータの30年度の時間残業でいきますと、保育課が平均年間290時間ということで、かなり360時間の上限に肉薄してきていると。この辺の認識は、どうこれに対応しようと考えておられるのか、具体的にそのような実例で御回答願えればなと思っています。

なお、ちなみに30年度の一番残業が年間、多かった部署は、危機管理課、360時間、もう既に到達しております。これは課の職員が5人いたときの平均です。その後、ことし台風15号以来、相当、危機管理課は大変忙しい業務をなさっていると思うので、この点では人員の増なり、また、臨時職員の増なり、業務改革なりということはもう俎上に即、上ってやっていく内容かなとこの表を見て思いましたが、いかがでしょうか。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 今回の改正につきましては、あくまでこれから来年4月1日からというような改正になります。この時間数については、そのような状況です。

実際的に、じゃあ、今までどうだったかという、現状としましては、特に条例なり何なりに上限規制とかそういうものがあるというような状況はございません。今回、新たにこういうものを設定するという形で考えていると。

今、防災の話と危機管理の話が出ましたけれども、こちらにつきましては、危機管理課は今、委員がおっしゃったように、ことしも確かに台風とかの対応がありました。でも実質的には昨年においても台風、もしくは雪とかそういうような対応を実際、行っております。

先ほどの説明でもしたんですけども、災害とかそういう対応につきましては、公務員はそれに対応しなければいけないというところがありますので、そういう部分については、その上限規制の除外という考え方でやっていかなければいけないということがございますので、そういう対応になってくるというところがございます。

ただ、委員が今おっしゃったように、じゃあ、時間外が災害だからといって上限なしにどこまでも全部やれというような形では、職員ももちません。そういう中では、いろんな課の職員が応援するとか、そういう対応をやっていく中でやっていくということで考えている状況でございます。

全体としては、先ほど出たところでは、年間時間どのくらいになっていると資料としてお配りして

いるものがございますので、そういう状況にはなっていると。これはただ、課ごとにその課の職員の人数で割った数字にただなっておりますので、そういう中で、他律的な業務の比重が高い部署、そういうところで一時的に100時間を超えてしまうとかそういうものが出てくるのは、仕方がないという言い方はちょっと問題があるのかと思うんですけども、そういう中でもそういうものをできるだけ減らしていくような努力はしていかなければいけないと。

それが働き方改革の一環になっておりますので、そういう中でノー残業デーの取り組みとかそういうやったことの取り組みによって、残業時間が年間、前年度と比べ、これは29年度と30年度の比較なんですけれども、29年度と30年度の比較で、29年度に比べて30年度につきましては、約6,000時間ほど総時間数が減っております。そういうデータも出ておりますので、そういうような形の取り組みを今後もやっていきたいというような形で考えておるところでございます。

以上でございます。

○石井恵子委員長 中川委員。

○中川勝敏委員 全体の労働時間からいえば、そういうふうな数字になるけれども、部署ごとに明確に、先ほどのような、1人の職員がそうだとということじゃなくて、やはりこの問題意識としては、本件の提案理由が、職員の健康保持及び公務効率向上のためにこれを出すとやっているわけですから、やはり平均全体では今、370人ぐらいの職員の昨年度の残業状態ではこうだという大くくりの捉え方では、やっぱり問題解決にならないんじゃないかと。ひいては市民サービスのところにそれが反映してくるということで、市民も歓迎しないというふうな流れになってくると思いますので、もう少し具体的な検討の策は待ちたいと思いますけども、今の課長の問題意識だと、業務改善につながる話が全く出てきておらないような、他の部署からの応援なんていうような、ちょっと一般的だということに受けとめました。何かそれについて補足がありましたら、お願いしたいと思います。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 ちょっと言葉が足りなかったかもしれないんですけども、組織の問題、それから人員配置の問題、それは常にやっていかなければいけない問題と捉えております。

また、そのほかにも、委託化を進めるとか事務改善もやっていかなければいけないということで、職員の中でもプロジェクトチームとかという話もよく出ていると思うんですけども、そういう中で無駄撲滅とかそういう形のプロジェクトも進めております。

そういう中で、提案いただいた内容について、じゃあ、何かできるものはないかとか、そういう形でアウトソーシングをしたりとか、また、削れるものがないかとか、そういうことの整理もしていきなさいいけないというふうな認識でおりますので、そういうものは進めていくと。

来年度につきましては、今度、会計年度任用職員の制度というのも始まりますので、その辺の人事管理、各課がやっているんですけども、その辺を、じゃあ、機械的にできないかということでシステムを入れたりとか、そういう形で来年度予算に今、お願いしているとか、そういうこともございま

すので、そういう中で、職員の軽減を図っていくというような対策もやっていかなければいけないと認識しているところでございます。

以上でございます。

○石井恵子委員長 中川委員。

○中川勝敏委員 かなり詳しくわかりました。ただ、別件で、初めに聞けばよかったんですが、職員の残業時間の管理というのはどういう形で行われているのか、ちょっと私、十分理解していないのであれですが、一般的に民間では1日の勤務時間の終わりに残業が発生すると思われる職員が上司に対して、これからこういうことで何時間ぐらい残業しようと思いますと、よろしいでしょうかと残業申請簿か何かに書いたりして、上司の判こをもらって、それから残業に入ると。これはあくまで一般的なパターンですけども、我が市の場合はどういうふうな管理の流れになっているのでしょうか。

例えば上司である課長や部長が先に帰っちゃうと。その後、上司に報告していなくて、職員が自分の判断で残業していると。多分、そういうことはないと思うんですが、その辺の流れはどうなっているのか。私は前に別件で、教員の勤務のことに関連したときに、タイムカードを一斉に導入しろと言ったら、いや、職員はパソコンを持っているんだと、そこに退勤時間のときを入力するとかというふうなやり方をとっていると聞いたんですが、これは教員以外の全部の庁舎の職員の皆さん、そういう管理の仕方なんでしょうか。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 職員の出退勤、基本的なところとしては、今、出勤簿で紙での管理をやっております。

時間外につきましても、今、委員がおっしゃったように、基本的なルールは委員がおっしゃったようなルールでございます。そういう中でも、突発的にどうこうというのがございますので、最終的なものとしては、管理職のほうからの命令があって実際はやると。それで、実際時間は翌日に時間外命令簿で時間を管理する紙式の命令簿がありますので、そちらのほうに、どういう業務で何時間やって、それを実際にまた管理職が確認すると。命令と、それから内容の確認をするというような形で印を押すというような形で集計して行って、それを1カ月ごとの集計をします。

時間外につきましては、そのやっている時間に応じて割り増しの率とかそういうのもございます。その辺を別に集計したものが出てくると。それを1月ごとに集計したものが人事に上がってくるといような形で、集計をさせてもらっています。

現状としましては、時間外の実績、この職員がどのぐらいの時間外をやったとか、その辺のところを見える化するために、毎月ごとのデータ集計をしたデータを、また逆に管理職のほうにキックバックするような形でお渡しすると。それでその状況をまた見て確認してほしいというような意味合いも込めて、そういう対応もしているというような状況でございます。

また、先ほどノー残業デーの話を見せてもらったんですけれども、ノー残業デーにつきましては、

またもっと強化するような形で、ノー残業デーの日に残業する場合には、各課長が職員に命令するに当たって、各部長に対してその辺の状況を報告してくれというような形で、部長への報告を上げるといったような形をとっております。

また、月1回ですけれども、各部長においてはノー残業デーの日の職員の出退状況の確認を行ってほしいということで、部長に各、自分の持ち場を回ってもらおうとか、そういうことも実施しているというような状況でございます。

また、ノー残業デーのときの残業の状況についても職員にわかるように、またその状況を全てイントラ等で各部署にお返しすると。この部はこういう状態でしたというか、ノー残業デーの状況報告みたいなものを出していくというようなことでの対応もしているというような状況でございます。

以上でございます。

○石井恵子委員長 中川委員。

○中川勝敏委員 ありがとうございます。かなりイメージが湧いてまいりましたが、ただ、今の紙ベースの申請のやり方だと、申請をする側の職員が上司に対して付度をして、私はこの枠内でやっていますという意味で、本当は3時間残業したのに2時間の申請をしていくというふうな、いわゆる勤務した残業の客観性、そういう点で、自己申告の紙ベースでこうやられるというのは、後追いの追認のような気がしてならない。

その辺は他の近隣の市町村でタイムカードは相当普及しているように、佐倉だとか、聞いておりますけれども、いかがなんでしょうか。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 先ほど少しお話しさせていただきましたんですけれども、来年度から会計年度任用職員のほうが始まるということで、そういう中で、会計年度任用職員の労務管理を行うシステム、そちらのほうとあわせて、時間外の労務管理を行うシステム、そちらのほうも導入する予定でいます。そういう中で、システム等を使って集計をしていくとか、そういうやり方もやっていきたいと考えておるところでございます。

いろいろとまだ改善すべき点とか問題点はあるかと思うんですけれども、そちらのほうは順次、直していくというか、対応できるものから対応していくというような形。

また、実際、実状に合ったやり方がどうなのかということもございますので、そういう中で、また検討しながらやっていかなければいけないのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○中川勝敏委員 ありがとうございます。御検討、よろしくお願いします。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 よろしいですか。では、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 賛成討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○石井恵子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第4号は、原案のとおり可決されました。

(4) 議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○石井恵子委員長 日程第4、議案第5号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 確認なんですけれども、公務員法が改正されて、16条の第1号を現状のまま残しておいたら大変なことになるということだと思んですけども、これまでこの1号は、「成年被後見人または被保佐人」と、こうなっていたわけで、これがなくなった、これが変わったわけなんですけれども、そうすると、これまでも被後見人と被保佐人にはその事由で失職した場合にもこの期末手当と、それから勤勉手当は支給されていたんですけども、実質的にはこれまでと変わらないということではないんですよね。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 今、委員おっしゃったように、総もとにつきましては、成年被後見人等の人権の制限に関する措置の適正化を図るための関係法律の整備ということで、こちらにつきましては、成年被後見人制度の利用促進に関する法律の措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重されて、成年被後見人等であることを理由に不当な差別がされないようにということで、成年被後見人等に係る欠格条項ということで、こちらにつきましては、成年被後見人または被保佐人であることをもって、それだけで一律的に欠格条項の中で地方公務員から排除するというような形の内容が、地方公務員法の16条のところに入っていたと。そちらのほうが、この法律の制定において一律的に削除された。法律から削除されたということがございます。

そういう内容をもって、うちのほうの給与条例の中にも、この欠格条項をもとにして失職した職員に対しては、その期末・勤勉手当の取り扱いにおいて、その失職したという事項をもって精査するというような項目が入ったんですけども、それがなくなったということで、その制度に該当したから一律的に職員としての身分がなくなるということではなくなったということになりますので、個別判断するような形になりますので、実際に分限処分の制度等もございますので、例えば病気の関係で職務にたえないということで、分限免職とかになった場合には、その日をもって期末・勤勉手当の取り扱いについても変わるということになりますけれども、ただ、一律的に、先ほど言いました被後見人とかになったことによって変わるということではなくなったということだけでございます。

現状としては、今までも一切そういう方はいませんでしたので、内容的には変わることはないかなと思っております。ちょっと説明がうまくできなくて、申しわけございません。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 確認したかったのは、実質的に今までと変わらないだろうと。つまり、これを残しておいたら、今これを現行のまま残しておいたら、この16条の第1号というのは、禁固以上の刑に処せられるという全く違う項目になっているわけですよ。だから当然のことながら、これは変えなきゃいけないと思うんですけども、ちょっともう一回、確認の意味で、今、篠宮課長の説明があった中で、これまでも被後見人、被保佐人の事由によって失職したという例というのは、これまで白井市にはなかったということによろしいんですかね。一応、確認の意味で。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 私が知り得ている限りでは、なかったと思います。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 よろしいですか。では、質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 賛成討論の方はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○石井恵子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第5号は、原案のとおり可決されました。

(5) 議案第8号 白井市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○石井恵子委員長 日程第5、議案第8号 白井市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

長谷川委員。

○長谷川則夫委員 消防団員の区域を、管轄を市内全域とするということで、今までもその分団の中で消防協力金、地域からいただいている区域へお互いの協力によって出動するということはあったと思うんですけども、今度は分団の垣根を越えて出動することになりますけど、その考え方についてお伺いします。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 現在、白井市消防団の管轄区域は、分団ごとに出勤管轄が定められておりますけれども、各分団の管轄区域の垣根を取り除いて、市内全域とすることで、出動態勢に柔軟性を持たせることで、災害から市民の生命・財産を守ることができるということで、条例改正をするものでございます。

○石井恵子委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 その理由はわかっておりますけれども、消防協力金をいただいている区域へ出動することに対して、団員の方の考え方というのをお聞きしたいんですけども。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 失礼いたしました。ちょっと自分のほうで聞き方が悪かったようで。これまでも、白井市の消防団の定員、任免とか給与、服務に関する条例の第8条の中で、団員は団長の招集によってほかの区域にも出動できることになっております。そのため、これまでも行っておりましたので、災害が起きた際はこれまでと変わりなく団員がほかの区域にも、管轄区域外にも出動できるということでございます。これまでと変わりはありません。

○石井恵子委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 じゃあ、もう一つ確認ですけども、火災などの災害が起きたときに、残火処理に当たる分団というのは地元分団で変わらないということですね。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 そのとおりでございます。

○石井恵子委員長 ほかに質疑は。

血脇委員。

○血脇敏行委員 消防団の出動区域が全域ということで、ここで出動したときに費用弁償が発生する

と思うんですが、この辺というのはどのように見込んでいるんですかね。かなり今度、広範囲の出動になるということは、1つの災害現場等に複数の消防団が集まるというような形になると思うんですが、費用の増減ですとかそういうものはどのように見込んでいるのか、お尋ねします。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 消防団、これまでも同じような形で出動しておりました。そのため、特別にこれからも多くなるとは考えてはいません。

ただ、過去の出動件数ですけれども、見ますと、30年度は19件、29年度は17件、28年度は19件、27年度は28件というような形で、消防団の出動件数が出ております。

以上のとおりでございます。

○石井恵子委員長 血脇委員。

○血脇敏行委員 わかりました。それと、全域ということに変わるわけですが、これに関して消防団の本部ですとか、それから分団長や各部長等との意見交換というか、そういうものというものは行われているのか、確認をさせてください。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 この後の第9号の関係も含めまして、6月と7月に臨時に消防団の役員会議を開かせていただきました。

それとその後、団長、副団長さんに集まっていただき、最終的な確認をしたところでございます。

以上です。

○石井恵子委員長 血脇委員。

○血脇敏行委員 わかりました。その中で、懸念される事項とか何かの意見というのがもしあったらお示しいただければと思います。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 この後、出てくる機能別消防団につきましては幾つか質問が出てきましたが、全域にすることにつきましては、今までと変わりはないということで了解をいただいております。

以上です。

○石井恵子委員長 血脇委員。

○血脇敏行委員 済みません、しつこいようで。この条例の第3条に、「この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める」と。規則もざっくりと見させていただいたんですけど、この必要な事項というのはどんなことが想定されるんですか。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 既に規則のほうは例規集のほうにあるところですが、この条例に基づいて必要な部分というのは、別表に部の部分がありますが、その部のところに分団の配置といいますか、分団の管轄区域が入ってくるというような形になります。規則の中に、現在は別表がございますが、

別表の中には部が幾つかあります。その部が今ある条例にある管轄区域と同じものでございますので、条例から規則のところはその部分が記載されるというような形になります。

以上です。

○石井恵子委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 第8号の資料、その改正案と現行というのがあります。下の表があります。そして分団が、右のほうの現行は分団が3つ書いてございます。そして左は市内全域。そうすると、市はくくりになると、今まで分団ごとに訓練とかそういったことを、指揮系統が決まっておりましたけど、全域となると、全く消防団のあり方というのが少し変わってくるのではないかと。その辺はどういうふうになっていくんでしょうか。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 分団につきましては、消防団の規則の中で、第1分団、第2分団、第3分団というのが現在もございますので、それと同様な形で進めさせていただきたいと思っております。

また、そのために、指揮系統につきましてもこれまでと変わりはなく、消防団長さん初め分団、3分団があるというような形で運用がされることになります。

以上です。

○石井恵子委員長 よろしいですか。ほかに質疑は。

田中副委員長。

○田中和八副委員長 先ほど管轄区域を越えて全市に出ていくというような話が今までもありましたけれども、それでは条例を改正する必要というのはどこにあるんでしょうか。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 なぜここで条例改正が必要だったのかということでございますが、消防団員数が減少傾向にございます。管轄区域を全域にすることで、火災等の災害時の出動する団員を確保しやすくするため、全域としたものでございます。

以上です。

○石井恵子委員長 田中副委員長。

○田中和八副委員長 いろいろな方策をとって、団員が例えば定員に達した場合、またその管轄区域というのは設ける予定ですか。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 これまでもいろいろな方策をとって、団員をふやす方策をとってまいりました。全ての団員が発災時にすぐに出動できるとは限りませんので、再度、管轄区域を設けるというようなことは考えてございません。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○石井恵子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第8号は、原案のとおり可決されました。

(6) 議案第9号 白井市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○石井恵子委員長 日程第6、議案第9号 白井市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

血脇委員。

○血脇敏行委員 1点だけ確認させてください。機能別消防団の日額2,000円ということなのですが、費用弁償がたしか2,200円。これ、要するに災害現場に行った場合は、日額プラスその費用弁償の2,200円という形になるのか、ちょっと確認をさせてください。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 日額報酬と費用弁償が出ますので、合わせて2,200円が1回出動することが出るというようなことでございます。

以上です。

○石井恵子委員長 2,200円ですか。

○寺田 豊危機管理課長 4,200円です。失礼いたしました。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

田中副委員長。

○田中和八副委員長 今回の機能別ということですが、この消防団に大体、何人ぐらい入団を予定しているのでしょうか。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 機能別消防団員につきましては、OBの方を想定しておりますので、約30名ぐらい入っていただきたいと思って想定してございます。

○石井恵子委員長 田中副委員長。

○田中和八副委員長 機能別団員は、基本団員を補完する団員ということなんですけれども、具体的にはどんなような仕事をされるのでしょうか。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 機能団員でございますが、現在、団員のほうが少なくなっていることから、多くの団員が職業を持ち、活動をしております。そのため、災害時におきまして活動できないことがないように、消防団員を補完する業務を行うこととなります。

具体的に申し上げますと、消防団車両の運転、それから火災対応の後方支援など、災害時の団員と同じような内容を行うことになるかと思えます。

以上です。

○石井恵子委員長 田中副委員長。

○田中和八副委員長 団員の確保を目的にするということであれば、機能別団員ではなくて、機能別分団というのも設けるべきではないのでしょうか。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 確かに国のほうからは、機能別団員と機能別分団というのがございまして、機能別分団はバイク隊だとか女性消防団だとかの活動を分団と考えていますが、現在、消防団の活動の確保、それから充実させていくことが大事だと考えております。現在は、機能別消防団員制度を浸透させて、消防団員の人数を確保して、その活動が充実できるような方策でやっていきたいと考えております。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 消防団員が集まらないということで、こういう形を市はとったということですが、千葉県下では今、どういう状況になっているのでしょうか。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 千葉県全域となると、ちょっと今、手元に資料はないんですけれども、近隣市を見ますと、八街市、印西市、栄町が既に機能別消防団員を採用しています。成田市も32年度中にやっっていこうというようなことで検討していると聞いています。

以上です。

○石井恵子委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 ちなみにその日額というのは、金額はどうなんでしょうか。他市とは同じなんでしょうか。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 例えば八街市ですと、日額ではなく年額8,000円、印西市でも年額という形で、報酬につきましては支出がされています。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

長谷川委員。

○長谷川則夫委員 先ほど機能別分団の話も出た中で、3条2項のところで、1号、2号とも該当する者が機能別団員になれるというお話だったんですけども、このような中で、女性の参加というのはどのように捉えていますか。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 現在、機能別消防団で女性の方が入るといのはほかの市町村でも数名いらっしゃるんですけども、現在、消防団の中にもそういうふうに区別なく御入団いただける方もいらっしゃると思いますので、男女関係なく入団のほうをお願いしたいと考えております。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 第5条の2項ですけども、これ、免職から懲戒免職と変わるわけですけども、これはどういうことなのか。緩やかになるのか、市のほうの規則の関係なのか。この免職が懲戒免職になるというところの説明をお願いしたいんですが。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 こちらにつきましては、ほかの条文と含めまして、用語の整理をさせていただいたものですので、特にこれまでと変わるものではございません。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 確認ですけども、一般的に、免職と懲戒免職では違うので、いわゆるこれまでの免職はオーケーと捉えちゃうので緩やかになるんじゃないかを感じるんですけども、多分、市のほうのどこかの規則とのかかわりかなと思うんですけども、これは同じなんですかね。確認しておきますけど。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 私のほうから、人事に関するところがありますので。こちらの5条の関係につきましては、先ほどの成年被後見人または被保佐人、こちらの関係での項目が削除されたということ

で、成年被後見人とか被保佐人、こちらにつきましては、通常、分限免職というような形の規定が出てくると。

その分限免職の部分を含めて、懲戒免職、分限免職、両方に応じての免職という考え方で、多分、用語を整理していたと。それを今回、分限免職の部分が無くなったので、懲戒免職というような形に改めたのかなと。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 確認ですけども、いわゆる分限免職が無くなったと。これは7条の関係ですけども、そうするといわゆるそれ以外には免職という項目はないんですね。「免職」という字句というか、それはなくなったというふうに考えてよろしいんですね。

○石井恵子委員長 審議の途中ではありますが、1時間がたっていますので、一旦、休憩という形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 じゃあ、ここで休憩にいたします。再開を20分。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

○石井恵子委員長 会議を再開いたします。

先ほどの岩田委員の質問に対し、執行部のほうのお答えはよろしいでしょうか。

寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 大変申しわけございませんでした。説明の仕方が大変、悪く、申しわけございませんでした。

現行の条例ですと、第4条で第3号の中で、「第6条の規定により免職の処分を受け」とありますが、第6条で「懲戒」ということになっております。改正案では、1条ずつ条文が下がりがちで、第5条の中に「第7条の規定により懲戒免職の処分を受け」ということで、ここで文言が変わってございます。

こちらにつきましては、改正案の中で、第7条で「懲戒」、これは以前と変わりませんが、「懲戒」となっておりますので、「懲戒免職」ということで文言を整理させていただいたところでございます。

以上です。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 もう一回、確認をさせてください。現行の6条が7条に。そうですね。現行の6条が7条になるということですね。〔「はい」と言う者あり〕つまり6条から7条に変わるだけで、中

の条文は変わらないわけですよ。〔「はい、変わりません」と言う者あり〕すると、現行では「懲戒処分として戒告、停職、または免職をすることができる」というのは、ここに書いてある「免職」というのは、懲戒免職というふうに、この条文の整理ということで、今まで「免職」として使っていたものが、この中で整理すると、懲戒処分としての免職というのが懲戒免職と、こういうふうを受けとめていいわけですよ。確認ですけども。6条そのものは変わらないわけでもんね。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 御指摘のとおりでございます。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。

中川委員。

○中川勝敏委員 この団員の募集に鑑みて、ちょっと話の中で、基本団員と機能別団員ですか、それで先ほど30名というふうな話がちらっと聞こえたんですが、それは両方足して30名なのか、その機能別のほうで30……。

○石井恵子委員長 機能で。

○中川勝敏委員 機能のほうで30ですか。済みません。

じゃあ、もう一つ、それと関連して、じゃあ、今の団員の想定は変わらないということでもいいわけですね。わかりました。

もう一つ、これ、じゃあ、機能別団員を募集していくわけですけども、3つの今、区域があるところから、10名、10名、10名とか仮にそういう募集の仕方をするのか、ばらけないようにするのか。

あとは何歳以上だったらもう受け付けないよと、幾ら何でも85過ぎていたって採用しないよとかいろいろあると思うんですが、その辺の募集要件がわかりましたら教えてください。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 消防団員につきましては、市内に居住していること、勤務していることと、それから年齢が18歳以上であること、それから、体が丈夫な方という形にはなっております。特に上限の年齢制限は設けてはございませんが、身体の丈夫な方というようなことで、健康な方というのを基準に設けてございます。

それと、機能別団員につきましては、消防団員または消防署員を経験された方という形で募集を行うものでございます。

以上です。

○石井恵子委員長 よろしいですか。

○中川勝敏委員 地域別にそれは募集をかけるんですかという。市内全域だけ。

○石井恵子委員長 寺田危機管理課長。

○寺田 豊危機管理課長 機能別消防団も全域に募集を行うものでございます。

○石井恵子委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 よろしいですか。では、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○石井恵子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第9号は、原案のとおり可決されました。

(7) 議案第15号 平成31年度白井市一般会計補正予算(第9号)のうち総務企画常任委員会が所掌する科目について

○石井恵子委員長 日程第7、議案第15号 平成31年度白井市一般会計補正予算(第9号)のうち総務企画常任委員会が所掌する科目についてを議題といたします。

議案内容については、既に本会議で説明を受けておりますので、これより質疑を行います。

なお、本会議での議案質疑と重複した質疑及び資料に対する質疑は行わないようお願いいたします。

質疑については、歳出からページ順に一問一答形式でお願いいたします。

それでは、歳出、9ページをお開きください。2款1項総務管理費の1目一般総管理費から、10ページの5目財産管理費まで、ここで質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 1目一般管理費の文書管理に要する経費、通信運搬費。これ、アンケートの郵便代ということですが、何のアンケートをとったんでしょうか。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 これから行うんですけども、情報提供計画策定に係るアンケートを行う予定でいます。

以上でございます。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 失礼しました。これから行うんですね。情報提供のアンケート、これは無作為に抽

出した何名とか、そういう何か、どういう形のアンケートをとるのか。161万6,000円ですか。かなりの数ですけれども、これは市のほうから郵送して、それから相手から例えばはがきとか郵送とか何らかの形で返送してもらうわけですね。どういった形を想定しているのでしょうか。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 このアンケートに係る経費につきましては、このうちのおおむね約50万くらいを想定しております。

内容につきましては、大体、2,000件くらいのアンケートを予定しているところなんですけれども、ただ細かな内容につきましてはまだ現在、作成中というか、まだ準備中の段階ですので、お答えとして申し上げられないところなんですけれども、今回の160万、こちらにつきましては、大体、例年と比べてふえているというところがありまして、その部分で約60万くらいの不足が見込まれるだろうということ。

それから、企画のほうで総合計画の意見交換会等で通知文等を出しておりますので、そちらのほうで約50万くらい。

それから今、情報の関係で約50万。

それと、郵便料金の値上げの関係も若干ありましたので、そちらのほうを含めて、大体160万くらい不足するだろうということでの今回、補正ということをお願いしているところでございます。

以上でございます。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 それでは、全て含めて2,000件ということですか。ちょっと今、済みません、私のその辺……、1つの情報提供、幾つかアンケートがあると思うんですけども、2,000件、2,000人の人に対して郵送するわけですね。それで、その回答も郵送で求めるという、いわゆる4,000通というかな。往復4,000通となると思うんですけども、その2,000人というのはどうやって抽出するんですか。

○石井恵子委員長 篠宮総務課長。

○篠宮 悟総務課長 先ほど言いましたように、まだちょっと詳しい最終的なものはできていないんですけども、基本的には無作為抽出をして、今、委員がおっしゃったような形で発送をかけていて、また回答いただくと。

実質的には、回答部分については、返ってきた部分だけの支払いというような形になろうかと思えますけれども、そういう形でやるという方向で考えているところでございます。

以上でございます。

○石井恵子委員長 ほかに質疑ございますか。よろしいですか。〔「何ページまででしたっけ」と言う者あり〕今10ページまでです。9ページ、10ページ、総務費ですね。総務管理費ですね。5目の財産管理費までです。

よろしいですか。では、もしありましたら後で戻っても大丈夫なようにしておきたいと思えます。

続きまして、11ページに行きます。2款総務費4項選挙費4目統一地方選挙費と、一番下段になります。11ページの下段の7目介護保険費の中の介護保険特別会計保険事業勘定への繰り出しに要する経費というところだけなんですけど、この11ページでいかがでしょうか。

岩田委員。

○岩田典之委員 済みません、ちょっと説明を受けたかどうかははっきり、ちょっと確認の意味で、2款4項4目の選挙費、その補助金等返還金11万4,000円って、これは何でしたっけ。説明受けましたっけ。

○石井恵子委員長 篠宮選挙管理委員会書記長。

○篠宮 悟選挙管理委員会書記長 こちらにつきましては、今回、実施しました千葉県の議会議員選挙、こちらにかかった経費として、県議会の選挙になりますので、選挙に係る経費は県のほうからお金をいただいております。そのいただいた経費に対しまして、市のほうで一応見込んでいた経費に対して、県のほうからいただいた経費、県のほうからもらった経費のほうが若干、多かったということで、そちらにつきまして、精算金としてお返しするというお金が発生したということで、こちらにつきましては11万3,723円、今回返還するということでの予算を計上したということでございます。

○石井恵子委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 県議選は無投票になったんですけども、これは公選はがきの関係もあるんでしょうか。

○石井恵子委員長 篠宮選挙管理委員会書記長。

○篠宮 悟選挙管理委員会書記長 実際には無投票になりましたけども、これについても、例えば選挙管理委員会を開催したこととかに伴う報酬、それから実際には選挙の準備、投票までできるための準備をしておりますので、そのために職員の手当関係、それから需用費関係ではいろんな印刷物をつくったりとか、また、いろんな通知文を出すための費用とか、あと選挙の看板とか、そういうものも実際、設置しておりますので、それに係る委託料とか、そういうかかった費用があるということで、これについては県のほうに請求しているということで、県のほうからお金をいただくというような内容のものになっております。

実際的には、選挙そのものがなかったもので、最終的には開票作業とかそういうところの経費が非常に浮いたということになりますので、その辺はかなり安価になっているような状況がございます。

以上でございます。

○石井恵子委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 それでは、歳出の質疑はこれでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 では、歳出は終わります。

続いて、歳入について、8ページをお開きください。歳入については、18款寄附金、これが8ページですね。それから、同じく8ページの19款1項1目財政調整基金繰入金、同じく8ページの20款繰越金、同じく8ページの21款4項2目雑入、ここまで全て歳入のほうで質疑をお受けいたします。質疑はございますか。

長谷川委員。

○長谷川則夫委員 19款1目の財政調整繰入金のところなのですが、7,334万2,000円ということになっていて、先ほどの歳出のところ、繰入金に関する積立金のほうが3億5,771万2,000円になっているんですが、これによって、財政調整基金の残高というのはどうなりますか。

○石井恵子委員長 津々木財政課長。

○津々木哲也財政課長 今回の補正に伴いまして、財政調整基金の残高につきましては、23億3,550万円の残高となります。

以上です。

○石井恵子委員長 ほかに質疑はございますか。歳入全般についての質疑はよろしいでしょうか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 ほかに、では、質疑はございませんね。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 賛成討論の方ございますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 討論はないものと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

当常任委員会に付託された議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○石井恵子委員長 起立全員であります。

したがって、当常任委員会に付託された議案第15号は、原案のとおり可決されました。

(8) 閉会中の継続調査について

○石井恵子委員長 日程第8、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

当常任委員会にかかる所管事項につきましては、閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○石井恵子委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時36分